

千葉県都市計画事業土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則

○千葉県都市計画事業土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（昭和四十九年千葉県規則第六号）に関する資料

新	旧
<p>(清算金を分割納付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率)</p> <p>第五条の二 施行条例第十八条第三項に規定する規則で定める率は、法第三百三条第四項の<u>規定による換地処分</u>の公告があつた日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付金（当該貸付金の貸付けの条件が、次の各号に掲げる条件の<u>全て</u>に該当するものに限る。）の利率（当該利率が同日における法定利率を超える場合は、<u>当該法定利率</u>）とする。</p> <p>一〜三 略</p>	<p>(清算金を分割納付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率)</p> <p>第五条の二 施行条例第十八条第三項に規定する規則で定める率は、法第三百三条第四項の公告があつた日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付金（当該貸付金の貸付けの条件が、次の各号に掲げる条件の<u>すべて</u>に該当するものに限る。）の利率（当該利率が年六パーセントを超える場合は、<u>年六パーセント</u>）とする。</p> <p>一〜三 略</p>